

## 和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要領

令和2年6月5日付け2農畜機第1401号承認  
令和2年6月8日付け全肉振発事第47号  
一部改正 令和3年5月26日付け3農畜機第1185号承認  
改正 令和3年5月31日付け全肉振発事第71号

和牛は、改良機関や生産者など多くの関係者が長い年月をかけて育種改良してきた我が国固有の財産であり、その精液や受精卵等は、国内関係者の理解の下、国内での活用を基本とされてきた。このような中、和牛の遺伝資源が不正に持ち出された事案を受け、早急に和牛遺伝資源の管理体制を構築していく必要がある。

このため、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「基金協会」という。）は、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要綱（令和2年3月24日付け元農畜機第7542号）の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の補助の下、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号）を踏まえ、精液や受精卵の流通・利用の把握能力を高めるための取組み及び不正流出防止の契約を締結した受精卵を利用する取組みに対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、我が国の貴重な財産である和牛遺伝資源の海外への流出防止に資する体制を構築し、我が国肉用牛生産の持続的な発展を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第1 事業の内容

基金協会は、第2の1に規定する取組主体等が1又は2の事業を実施するのに要する経費を補助するものとする。

#### 1 和牛精液等流通管理システム構築支援

取組主体が実施する地域における和牛精液・受精卵及び和牛（以下「和牛精液等」という。）の生産、流通及び利用等の状況を把握・管理するためのシステム（国の補助により別途構築される全国的な精液等流通システム（以下「全国システム」という。）と接続し、地域におけるシステム利用環境の整備により全国システムの活用に資するものに限る。）構築に向けた次の取組

##### (1) 検討会の開催等

- ア システム構築のための検討会の開催
- イ システム構築のための先進事例調査の実施
- ウ 和牛精液等の生産、流通及び利用等に係る実務者を対象とした説明会の開催
- (2) 地域内血統の把握・確認
- (3) システムの整備等
  - ア システム開発等
    - 和牛精液等の生産、流通及び利用等の状況を管理するシステムの開発
  - イ システム利用環境の整備
    - 和牛精液等の生産、流通及び利用等の状況を管理するシステムの利用環境の整備（サーバー機器、ネットワーク通信装置・制御装置の購入又はリース等による導入を含む）等
- (4) 和牛精液等流通管理システム構築推進指導
  - (1) から (3) までを円滑に実施するための推進指導等
- 2 和牛精液等関連情報表示適正化支援
  - 取組主体が実施する和牛精液等の不正流通等の問題発生時の追跡可能性を確保するための次の取組
  - (1) 和牛精液等関連情報表示機器の導入支援
    - 和牛精液等を生産する家畜人工授精事業者が、和牛精液等の容器（ストロー等）に種雄牛名・授精年月日等の情報を表示するのに必要な機器をリース方式により導入する場合に、当該機器の貸付者であるリース事業者に対し支払うリース料の軽減
  - (2) 和牛精液等関連情報表示適正化推進指導
    - (1) を円滑に実施するための推進指導等

## 第2 事業の実施

### 1 取組主体等の要件

本事業における取組主体は、各都道府県における和牛精液等の生産、流通及び利用を管理するのに適当な団体であって、次のいずれかの団体であって、かつ基金協会が行う公募において選定された組織であること。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 一般社団法人
- エ 一般財団法人
- オ その他畜産関係者の組織する団体（組織及び運営についての規約を定めているほか、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）

### 2 事業参加要望

取組主体は、第1の2の(1)の事業を実施する場合は、機器の導入を要

望する家畜人工授精事業者の要望を取りまとめた上で、第5の1に規定する事業実施計画を作成するものとする。この場合、取組主体は、家畜人工授精事業者ごとに導入を希望する機器の規模、数量等について、真に必要なものにつき導入を行うよう取り計らうものとする。

### 3 リース機器の導入に係る留意事項等

#### (1) 事業の着手

基金協会から取組主体に対する交付決定後に行うものとする。

#### (2) リース事業者の選定

リース事業者の選定、リース契約の締結にあたっては、この事業の趣旨を踏まえ、附加貸付料等が極力、低廉となるよう努めるものとする。

#### (3) 貸付期間

第1の1の(3)又は2の(1)の事業でリース事業者から借り受ける機器(以下「補助対象リース機器」という。)の貸付期間は、原則、当該機器の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)とする。ただし、この貸付期間については、貸付期間終了後に補助対象リース機器の所有権を、リース事業者から貸付先の取組主体又は家畜人工授精事業者(以下「借受者」と総称する。)に移転する場合は、法定耐用年数が10年未満のものにあつては70%(1年未満の端数切捨て)まで、10年以上のものにあつては60%(1年未満の端数切捨て)まで短縮できるものとする。

なお、短縮した貸付期間の終了後においても、借受者は、当該機器の法定耐用年数において、引き続き管理利用し、補助条件を継承するものとする。

#### (4) 補助対象リース機器の取り扱い

補助対象リース機器については、借受者が(3)の規定により短縮した貸付期間終了後、法定耐用年数において補助対象リース機器の譲渡を受ける場合は、基金協会を通じてあらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認を受けるものとする。

#### (5) 途中解約の禁止

家畜人工授精事業者は、貸付期間中のリース契約を解約できないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、取組主体を経由して基金協会に報告し、その指示に従うものとする。

#### (6) 契約書類等の提出

借受者は、リース事業者とリース契約を締結した後、速やかにその契約に係る書類の写しを、取組主体を経由して基金協会に提出するものとする。

#### (7) 利用状況の報告

補助対象リース機器の法定耐用年数期間内において、補助対象リース機器の年度利用状況を取りまとめ、取組主体を経由して基金協会に報告する

ものとする。

#### (8) 補助金の返納

基金協会は、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、取組主体に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ア リース契約を解約したとき。

イ 家畜人工授精事業者が経営を中止したとき。

ウ 導入した補助対象リース機器が滅失したとき。

エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。

オ リース契約に定められた契約内容に明らかに合致しないとき。

カ 要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき。

キ その他一般社団法人全国肉用牛振興基金協会会長（以下「基金協会会長」という。）が必要と認めるとき。

#### 4 事業名等の表示

この事業により導入した機器には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名等を表示するものとする。

#### 5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度から令和4年度までとする。

### 第3 事業の推進指導

基金協会は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び取組主体との連携に努め、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

### 第4 補助対象経費等

基金協会は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、取組主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第5 補助金交付の手續等

#### 1 補助金の交付申請

取組主体は、事業の実施に当たっては、補助金の交付を受けようとする場合は、基金協会会長が別に定める日までに補助金交付申請書（別紙様式第1号）を作成し、基金協会会長に提出するものとする。また、取組主体は、当該事業に係る補助金交付申請書の写しを同団体に係る地域内の区域を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

取組主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（別紙様式第2号）

を基金協会会長に提出し、その承認を受けるものとする。また、取組主体は、当該補助金変更承認申請書の写しを知事に提出するものとする。

- (1) 事業の中止、廃止又は取組主体の変更
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

基金協会は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

取組主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、補助金概算払請求書（別紙様式第3号）を基金協会会長に提出するものとする。また、取組主体は、当該概算払請求書の写しを知事に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

取組主体は、当該年度に実施した事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式第4号）を作成し、事業完了後速やかに基金協会会長に提出するものとする。また、取組主体は、当該実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

## 第6 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 取組主体は、基金協会に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第5の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第5の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（別紙様式第5号）を速やかに基金協会会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を

基金協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら若しくはそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月15日までに、同様式により基金協会会長に報告するとともに、取組主体は、当該消費税等相当額報告書の写しを知事に提出するものとする。

## 第7 帳簿等の整備保管等

- 1 取組主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産について「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間中、1の帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- 2 基金協会は、この要領に定めるもののほか、事業の実施及び実績について、必要に応じ、取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第8 管理運営

### 1 管理運営

取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に良好な状態で管理、必要に応じて修繕等を行い、適正に管理運営を行うものとする。

### 2 指導監督

基金協会は、関係書類の整備、機器等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

## 第9 その他

基金協会会長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

## 附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

## 附 則

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和3年5月31日から適用する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 和牛精液等流通管理システム構築支援	取組主体が実施する（１）から（４）までの事業の実施に要する経費	
(1) 検討会の開催等	和牛精液等の流通を管理するシステムを構築するための検討会、先進事例調査、実務者説明会を実施するのに要する経費	定額
(2) 地域内血統の把握・確認	地域内の血統構成を把握するため、遺伝子型検査等による確認を実施するのに要する経費	定額
(3) システムの整備等		
ア システム開発等	和牛精液等の流通を管理するためのシステムの開発等に要する経費	1 / 2 以内
イ システム利用環境の整備	システムの利用環境を整備するためのサーバー機器、ネットワーク通信装置・制御装置の導入に要する経費	1 / 2 以内 (ただし、リース事業者から借り受ける場合の導入経費については、リース料のうち、機器の取得価格相当額の 1 / 2 以内)
(4) 和牛精液等流通管理システム構築推進指導	(1) から (3) までの事業を円滑に実施するための推進指導等に要する経費	定額

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>2 和牛精液等関連情報表示適正化支援</p> <p>(1) 和牛精液等関連情報表示機器の導入支援</p> <p>(2) 和牛精液等関連情報表示適正化推進指導</p>	<p>取組主体が実施する(1)から(2)までの事業の実施に要する経費</p> <p>和牛精液等の製造施設が和牛精液等の容器に和牛精液等関連情報を表示するのに必要な機器をリース事業者から導入するのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費</p> <p>(1)の事業を円滑に実施するための推進指導等に要する経費</p>	<p>リース料のうち、機器の取得価格相当額の1/2以内</p> <p>定額</p>



別紙様式第1号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要領の第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙「和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 和牛精液等流通管理システム構築支援 (1) 検討会の開催等 (2) 地域内血統の把握・確認 (3) システムの整備等 (4) 液等流通管理システム構築推進指導				
2 和牛精液等関連情報表示適正化支援 (1) 和牛精液等関連情報表示機器の導入支援 (2) 和牛精液等関連情報表示適正化推進指導				
計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 取組主体等の定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別紙

和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施計画

(注) 必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的記述すること。

1 和牛精液等流通管理システム構築支援

(1) 検討会の開催等 (単位：円)

取組主体名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合計							

(注) 「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

(2) 地域内血統の把握・確認 (単位：円)

取組主体名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合計							

(3) システムの整備等 (単位：円)

取組主体名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合計							

(4) 和牛精液流通管理システム構築推進指導 (単位：円)

取組主体 名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算 基礎
					機構 補助金	その他		
合計								

(注) 「費目」は、会場借料、諸謝金及び原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

2 和牛精液等関連情報表示適正化支援

(1) 和牛精液等関連情報表示機器の導入支援

(単位：円)

取組主体名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合計							

(2) 和牛精液等関連情報表示適正化推進指導

(単位：円)

取組主体 名	時期	内容	補助率 又は額	事業費	負担区分		費目	積算 基礎
					機構 補助金	その他		
合計								

(注)「費目」は、会場借料、諸謝金及び原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け全肉振発事第 号で補助金交付決定通知のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要領の第5の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙「和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に比較対照できるように2段書きし、変更前を上段に( )書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業概算払請求書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け全肉振発事第 号で補助金交付決定通知のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業の実施について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要領の第5の3の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払受領額 ④	今回概算払請求額 ⑤	令和 年 月 日まで予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費①	機構補助金②	事業費③	機構補助金	事業費出来高 ③ / ①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 銀行 支店  
預金種類 預金  
口座番号  
口座名義 (カタカナ)

別紙様式第4号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け全肉振発事第 号で補助金交付決定のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要領の第5の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実績報告書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 1～3は別紙様式第1号に準じて作成するとともに、3は計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を( )書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 銀行 支店

預金種類 預金

口座番号

口座名義 (カタカナ)



別紙様式第5号

令和 年度和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け全肉振発事第 号で補助金交付決定のあった和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業補助金について、和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業実施要領の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。)(返還がある場合、記載すること。)

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
金 円  
(令和 年 月 日付け全肉振発事第 号による補助金額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還額相当額(3-2)  
金 円

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の精算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料